

仙台市権利擁護センター

まもりーぶ^{せん だい}仙台

まもりーぶ^{せん だい}仙台は、

福祉^{ふく し}サービスのご利用や日常的な^{り よう にちじょうてき}

金銭^{きん せん}管理^{かん り}でお困り^{こま}の方^{かた}に対し^{たい}、

ご本人^{ほん にん}の気持ち^{き も}に沿った^そお手伝い^{て つだ}いを、

契約^{けい やく}により^{おこな}行います。



たとえば…、こんなことでお困り^{こま}ではありませんか？

福祉サービスの
会社から書類が
たくさんとどいたけど、
どうすればいい？



計画的に
つかっているはずなのに、
生活費がたりなく
なってしまう……。



大切な書類が
どこにあるか
わからなくなって
しまうなあ。



社会福祉法人 仙台市社会福祉協議会

まもりーぶ仙台は、本会仙台市権利擁護センターが実施する日常生活自立支援事業の愛称です。

りよう どんな人が利用できるの？



対象となる方

- 市内にお住まいの高齢の方や障がいのある方で、福祉サービス利用や日常的な金銭管理をご自身で行うことに不安がある方 ※診断を受けた方や手帳をお持ちの方に限りません
- まもりーぶとの契約(約束をまもること)が可能で、まもりーぶの利用を希望する方
- まもりーぶの利用により、安定した日常の地域生活をおくることができると見込まれる方



対象とならない方

- まもりーぶのお手伝い内容がわからないほど病気や障がいがある方が進行している方
- 福祉サービスを利用したくない方や必要性のない方
- 身体的な理由のみでお手伝いが必要な方 など

てつだ どんなお手伝いができるの？

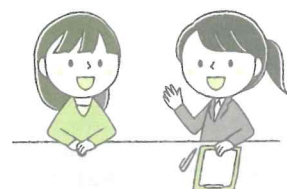


利用援助サービス に、必要に応じ
金銭管理サービスとあずかりサービス を組み合わせてお手伝いします。

りよう えん じょ 利用援助サービス (基本サービス)

他の支援者の方と分担して以下のことをお手伝いします。

- 利用している福祉サービスの内容を確認
- 区役所からの郵便物などの確認や整理 など



❌ できないこと ➡ 入所や入院の契約を代わりにすること、身元保証人になること など

お金の出し入れや支払いなどの
お手伝いが必要な方に



大切な書類を
自分で保管することが不安な方に

きん せん かん り 金銭管理サービス (選択サービス)

あなたの通帳を1冊お預かりして行います。

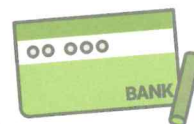
- 支援計画に沿った福祉サービスの利用に関するお支払い、生活費のお届けなど
- 年金などの入金の確認



❌ できないこと ➡ 借金や滞納の法的な整理、買い物の代行など

あずかりサービス (選択サービス)

まもりーぶが契約している銀行の金庫に通帳や印鑑、証書類などのあなたの大切な書類を保管します。



❌ おあずかりできないもの ➡ 株券や証券などの有価証券、遺言書など

りようてつづ
ご利用手続きの流れ

普段関わっている支援者の方に
同席や情報提供をお願いしています

じぎょうせつめい
① 事業説明

まず、ご自宅などで、まもりーぶのことについて、くわしい説明をさせていただきます。
まもりーぶを利用したいと思ったら、申込書を記入いただきます。



ほうもんちょうさ
② 訪問調査

どのようなお手伝いが必要かを確認するため、生活の様子などをきいたり、書類を見せてもらいます。
調査は2回以上行います。



おも
ちゆう
さ
な
い
よう
調査内容

まもりーぶを利用したい気持ち

まもりーぶと契約できるか

～金銭管理サービスを希望する方～
収入や支出のながれ

普段の生活の様子

お手伝いの内容(支援計画)づくり

～あずかりサービスを希望する方～
大切な書類の保管状況

しんさ
③ 審査

利用できるか、まもりーぶの会議で決定します。

けいやくていけつしんさかい
契約締結審査会

会議で決定がむずかしいときは、
専門家による審査会で決定します。

けいやく
④ 契約

お手伝いの内容(支援計画)や大事な決めごとなどについて、契約(文書で約束)を行います。金銭管理サービスを希望する方は、銀行での手続きも行います。

ぶんしよ やくそく

しえん
支援イメージ

私は、相談の対応や
支援計画を作成します

社会福祉協議会

せんもんいん
専門員



お預かりしている
通帳

銀行



〇〇さんの
預金引き出しを
お願いします

これなら安心して
生活できるわ



ほんにん
本人

私は、ご自宅などを
訪問して
お手伝いをします



せいかつしえんいん
生活支援員

こんにちは
届いている郵便物を
確認させてください



生活費を
お持ちしました

り ようりようきん
利用料金

		課税世帯の方	非課税世帯の方 (一部半額減免)	生活保護世帯の方 (全額減免)
基本料金		700円/月	350円/月	0円/月
利用援助サービス 金銭管理サービス 60分を超える場合、30分毎に500円が加算されます。		500円/60分未満	250円/60分未満	0円/60分未満
あずかり サービス	保管料	200円/月 ※500万円以上の通帳を預かる場合は500円/月		0円/月
	出入手数料	500円/月 ※500万円以上の通帳を預かる場合は1,000円/月		0円/回
諸経費 送金・口座引落とし手数料、支援のときの駐車場代 支援計画の場所以外へ訪問した際の交通費 など		実際にかかった金額は自己負担		

あんしん
安心して
り よう
ご利用いただくために

まもりーぶの利用について、支援内容に疑問がある
場合などには、以下の第三者機関へ相談できます。

運営適正化委員会

福祉サービスに関する第三者委員会

連絡先などは、契約のときの書類にくわしく書いて
あります。

しゅうりょう
まもりーぶの終了

- まもりーぶをやめたいと思ったとき
- 仙台市外に引越しされたとき
- 病気や障がいが進んでしまい、お約束通りの
支援が難しくなったとき
- 亡くなったとき

などは、まもりーぶは終了(解約)となります。



計画通りに支援できなくなった場合(暴言・
ハラスメントなども含む)は、まもりーぶから
利用を中止(契約解除)することがあります。

ご利用に関するご相談・お問い合わせ先

仙台市権利擁護センター

まもりーぶ仙台

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目6-10
EARTH BLUE 仙台勾当台 6階

電 話 022-217-1610

ファックス 022-213-6457

● 青葉区権利擁護センター 電話 022-265-5260

仙台市社会福祉協議会 青葉区事務所内

● 宮城野区権利擁護センター 電話 022-256-3650

仙台市社会福祉協議会 宮城野区事務所内

● 若林区権利擁護センター 電話 022-282-7971

仙台市社会福祉協議会 若林区事務所内

● 太白区権利擁護センター 電話 022-248-8188

仙台市社会福祉協議会 太白区事務所内

● 泉区権利擁護センター 電話 022-372-1581

仙台市社会福祉協議会 泉区事務所内

相談時間/月～金曜日 9:30～16:00 (土日祝日、12/29～1/3はお休みです。)